

# JIS

## 航空標識の色

JIS W 8301 : 2016

平成 28 年 12 月 14 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	IEC/ACTAD エキスパート (株式会社東芝)
	加藤 正樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	木戸 啓人	電気事業連合会
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	高村 里子	全国地域婦人団体連絡協議会
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)
	山田 美佐子	千葉県消費者センター

---

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 30.3.30 改正：平成 28.12.14

官 報 公 示：平成 28.12.14

原案作成協力者：一般社団法人照明学会

(〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-8-4 吹田屋ビル TEL 03-5294-0101)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者、国土交通省航空局 交通管制部交通管制企画課航空灯火・電気技術室 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲.....	1
2 引用規格.....	1
3 用語及び定義.....	1
4 航空灯火.....	2
5 航空視覚標識.....	8
6 色度, 輝度率及び輝度の試験方法.....	11
解 説.....	14

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS W 8301:1987** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 航空標識の色

## Aeronautical ground light and surface marking colours

### 1 適用範囲

この規格は、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るために用いる航空灯火の光色並びに昼間障害標識、飛行場標識施設及び誘導案内灯に使用する標識（以下、航空視覚標識と総称する。）の物体色について規定する。

**注記** この規格は、国際民間航空条約の第 14 附属書（**ICAO Annex 14**）の規定内容に技術的内容を追加して作成したものである。また、関連法令としては、航空法及び航空法施行規則がある。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS Z 8113** 照明用語
- JIS Z 8713** 再帰性反射体－光学的特性－用語
- JIS Z 8722** 色の測定方法－反射及び透過物体色
- JIS Z 8724** 色の測定方法－光源色
- JIS Z 8781-2** 測色－第 2 部：CIE 測色用標準イルミネラント

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS Z 8113** 及び **JIS Z 8713** によるほか、次による。

#### 3.1

##### 視認距離（visual range）

対象物の存在が認められる最大距離。航空灯火を対象とする視認距離は、灯火の光度、光色、背景輝度、大気透過率などの影響を受ける。

#### 3.2

##### 航空視覚標識（variable sign for aeronautical ground light）

航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るために用いる航空灯火の光色並びに昼間障害標識、飛行場標識施設及び誘導案内灯に使用する標識。

#### 3.3

##### 一般標識（ordinary sign）

表面色を用いた航空視覚標識。

#### 3.4

##### 透過型標識、内部照明標識（transilluminates signs, internally illuminated signs）